



相続土地国庫帰属制度のその後

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

令和5年4月27日に施行開始された相続土地国庫帰属制度の運用状況（速報値）をお知らせします。

以下は、令和6年11月30日現在の速報値です。

- 1 申請件数
- | | |
|---------|-------------|
| (1) 総数 | 3,008件 |
| (2) 地目別 | |
| 田・畑 | 1,119件（37%） |
| 宅地 | 1,068件（35%） |
| 山林 | 473件（16%） |
| その他 | 348件（12%） |
- 2 帰属件数
- | | |
|---------|--------|
| (1) 総数 | 1,089件 |
| (2) 種目別 | |
| 宅地 | 431件 |
| 農用地 | 334件 |
| 森林 | 48件 |
| その他 | 276件 |

3 却下・不承認件数

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 却下件数 | 51件 |
| (2) 不承認件数 | 43件 |

4 取下げ件数 452件

※所有者不明土地の発生を抑制するため、創設された制度ですが、皆さんは、どのような印象を持ちますか。私は、意外と多いかなと思います。

数値の中では、申請件数では、田・畑が多く、山林の申請が少ないこと、帰属件数では、農用地及びその他の帰属件数が多いことが注目されます。この中のその他としてどのようなものがあるのか知りたいと思います。

制度が始まる前は、関心が高かったなのでこの先も注視していきます。

令和7年1月

司法書士法人アスネット 代表社員・司法書士 寺町敏美



★代表取締役等住所非表示措置について★



代表取締役等住所非表示措置は、一定の要件の下、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」といいます。）の住所の一部を、代表取締役等のプライバシーを保護するため、登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービス（以下「登記事項証明書等」といいます。）に表示しないこととする措置です。

対象となる法人

株式会社（特例有限会社を含まず、持分会社、各種法人等については対象外）

住所の表示

最小行政区画（東京23区及び政令指定都市は「区」、それら以外は「市区町村」）まで表示され、それ以降の住所は非表示になります。
代表取締役等の住所の全部が株式会社の登記事項であることに変わりはなく、当該住所の全部について登記申請をする必要があります。

既に登記されている住所の表示

今後これから登記をする代表取締役等の住所が対象であり、既登記の代表取締役等の住所については非表示とならず、従来どおりの表示が維持されます。

住所非表示措置を講じることによって生じる支障等

公的書類である登記事項証明書等によって代表取締役等の住所を証明することができなくなるため、例えば金融機関から融資を受けるにあたって与信判断等での不利益が生じたり、不動産取引等や許認可の申請等にあたって確認書類が増えたりすることなどが想定されます。

住所非表示措置の申出の方法

次のいずれかの株式会社の登記申請と併せて申出をしなければなりません。

- ① 設立登記
- ② 管轄外へ本店移転する場合の新店の登記
- ③ 代表取締役等の就任（重任含む）登記
- ④ 代表取締役等の住所移転等による変更登記

住所非表示措置の申出の際の申請書記載方法

申出をする場合には、登記の申請書に下記事項を記載します。

- ① 代表取締役等住所非表示措置を希望する旨
- ② 代表取締役等住所非表示措置の対象となる者の資格、氏名及び住所
- ③ 申出に当たって添付する書面（実質的支配者リストの保管の申出をしている場合は、その旨及び申出先）を記載する



住所非表示措置の申出の添付書類

●上場会社である株式会社の場合●

株式会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面

→代表取締役等住所非表示措置の申出をする株式会社の上場に係る情報が掲載された金融商品取引所のホームページの写し等
既に代表取締役等住所非表示措置が講じられている場合、添付不要

●上場会社以外の株式会社の場合●

以下の(1)から(3)までの書面の添付が必要となります。

※既に代表取締役等住所非表示措置が講じられている場合、(2)のみの添付

(1) 株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便により送付されたことを証する書面等

○株式会社が受取人として記載された配達証明書（株式会社の商号及び本店所在場所が記載された郵便物受領証も添付）

○登記の申請を受任した司法書士等資格者代理人において株式会社の本店所在場所における実在性を確認した書面

(2) 代表取締役等の氏名及び住所が記載されている市町村長等による証明書

○住民票の写し ○戸籍の附票の写し ○印鑑証明書 ○在留証明書

○運転免許証や個人番号カード等の写しで、代表取締役等が原本と相違ない旨記載し、記名したもの など

(3) 株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面

※一定期間内に実質的支配者リストの保管申出をしている場合、添付不要

○登記の申請を受任した司法書士等資格者代理人が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に基づき確認を行った実質的支配者の本人特定事項に関する記録の写し

○実質的支配者の本人特定事項についての供述を記載した書面であって「公証人法」の規定に基づく認証を受けたもの

ただし、代表取締役等住所非表示措置の申出と併せて行う登記の申請の日の属する年度又はその前年度に認証を受けたもの

記載事項として、実質的支配者の氏名、住居及び生年月日が必要

○「公証人法施行規則」の規定に基づき定款認証に当たって申告した実質的支配者の本人特定事項についての申告受理及び認証証明書

ただし、代表取締役等住所非表示措置の申出と併せて行う登記の申請が当該株式会社の設立の日の属する年度又はその翌年度に行われる場合に限る

住所非表示措置が終了する場合

次の場合に終了します。

① 所定の方式により住所非表示措置を希望しない旨の申出があった場合

② 本店所在場所における実在性が認められない場合

③ 上場会社が上場会社でなくなると認められる場合

④ 住所非表示措置が講じられた会社の閉鎖された登記記録について復活すべき事由があると認められる場合

『無料相談会』開催のお知らせ

当法人にて休日無料相談会を下記のとおり開催します。
事前予約制のため、希望される方は、当方へ電話又はメールにてご予約ください。
また、お知り合いの方で相談会参加ご希望の方がおられましたら、お気軽にご連絡下さい。

開催日： 令和7年1月25日（土曜日）
場 所： 司法書士法人アスネット 事務所
時 間： 各回最大50分

- ① 午前10時～ ② 午前11時～ ③ 午後1時～
④ 午後2時～ ⑤ 午後3時～ ⑥ 午後4時～

◇司法書士

相続に関する法律問題、遺言、成年後見、不動産登記全般 など



NPO 法人不動産の承継を成功させる会セミナーの紹介

所有者不明土地問題を契機に NPO 法人不動産の承継を成功させる会を令和2年1月に発足させました。所有者不明土地問題だけでなく不明相続人問題、空き家対策、共有土地などの諸問題につき専門家を交え、組織として解決法を提示します。年4回セミナーを開催し、トピックスな話題を分かりやすく解説しています。参加方法は、NPO 法人ホームページ <https://www.f-shokei.or.jp> をご覧ください。お待ちしております。



☆ NPO法人不動産の承継を成功させる会 不動産承継セミナー開催 ☆

次回予定は 2月22日(土)14:00～16:40 名古屋国際センター3F 第1研修室にて。

詳細については司法書士法人アスネットまでお問い合わせください。

『 講演1 M&Aという経営戦略とAI 』

『 講演2 土地家屋調査士のしごと 』

発行者 〒464-0821 名古屋市千種区末盛通五丁目13番地 本山駅すぐ上



司法書士法人アスネット

司法書士 寺町 敏美 (代表特定社員)
司法書士 山田 桂 (代表特定社員)

TEL 052-762-5064 FAX 052-762-5079

E-mail tsm-tera@gol.com

ホームページ <http://www.asnet-gr.com>